

（登録申請書のその他の記載事項）

（登録申請書のその他の記載事項）

第三条 法第四条第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

第三条 法第四条第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 主要株主（総株主等の議決権（総株主又は総出資者の議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができるとする事項の全部につき議決権を行使することができない株式）についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項（特別清算事件の管轄）の規定により議決権を有するものとみなされる株式）についての議決権を含む。以下同じ。）をいう。）の百分の五以上の議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有している者をいう。以下同じ。）の商号、氏名又は名称及び住所

一 主要株主（総株主等の議決権（総株主、総社員又は総出資者の議決権（株式会社又は有限会社にあつては、商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百一十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。）をいう。）の百分の五以上の議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有している者をいう。以下同じ。）の商号、氏名又は名称及び住所

二（略）

二（略）

三 貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第三条第一項の登録を受けている場合には、同法第五条第一項第二号の登録番号

三 貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第三条の登録を受けている場合には、同法第五条第一項第二号の登録番号

（登録申請書の添付書類）

（登録申請書の添付書類）

第四条 法第四条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。

第四条 法第四条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。

一 役員及び令第二条に規定する使用人（以下「重要な使用人」という。）の住民票の抄本（当該役員又は重要な使用人が外国人である場合には、外国人登録証明書の写し又は外国人登録済証明書 若しくはこれに代わる書面又は登記事項証明書

一 役員及び令第二条に規定する使用人（以下「重要な使用人」という。）の住民票の抄本（当該役員又は重要な使用人が外国人である場合には、外国人登録証明書の写し又は外国人登録済証明書 又はこれに代わる書面

二（略）

二（略）

三 別紙様式第二号又は第一号の二により作成した役員及び重要な使用人の履歴書又は沿革

三 別紙様式第二号により作成した役員及び重要な使用人の履歴書

四（略）

四（略）

五 登録の申請の日を含む事業年度の前事業年度の貸借対照表（関連する注記を含む。以下同じ。）、損益計算書（関連する注記を含む。以下同じ。）及び株主資本等変動計算書（関連する注記を含む。）（以下これらを総称して「計算書類」という。）又はこれらに代わる書面。ただし、登録の申請の日を含む事業年度に設立された法人にあつては、会社法第四百三十五条第一項又は第六百十七条第一項の規定により作成する成立の日における貸借対照表又はこれに代わる書面

五 登録の申請の日を含む事業年度の前事業年度の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書若しくは損失処理計算書（以下これらを総称して「計算書類」という。）又はこれらに代わる書面。ただし、登録の申請の日を含む事業年度に設立された法人にあつては、商法第三十三条第二項の規定により成立の時に作成する貸借対照表又はこれに代わる書面

六 登録の申請の日を含む事業年度の前事業年度の計算書類又はこれらに代わる書面に係る次に掲げる書面のいずれか

六 登録の申請の日を含む事業年度の前事業年度の計算書類又はこれらに代わる書面に係る次に掲げる書面のいずれか

イ 会社法第三百九十六条第一項後段の会計監査報告の内容を記載した書面

ロ 会計監査人設置会社でない場合において、公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。この項において同じ。）又は監査法人の監査を受けているときは、当該監査における監査報告の内容を記載した書面

ハ（略）

七（略）

2（略）

（登録の拒否の審査）

第五条の二 財務局長又は福岡財務支局長は、法第二条の登録の申請があつた場合において、法第六条第一項第七号に規定する抵当証券業を適確に遂行するに足りる財産的基礎及び人的構成を有しない法人であるかどうかの審査をするときは、当該申請をした者が次に掲げるいずれかの基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 財産的基礎が次に掲げる基準のいずれにも該当しないこと。

イ 第四条第一項第五号に規定する貸借対照表又はこれに代わる書面（以下この条において「貸借対照表等」という。）において、資産の合計額から負債の合計額を控除した額が資本金又は出資の額以上であること。

ロ（略）

二（略）

2 前項第一号ロに規定する「金融機関」とは、次に掲げるものをいう。

一（略）

二 協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）第二条第一項に規定する協同組織金融機関

（削る）

三 保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社又は同条第七項に規定する外国保険会社若しくは同法第二百十九条第一項の免許を受けた者の社員

（変更の届出）

第七条 抵当証券業者は、法第九条第一項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第七号により作成した変更届出書に、当該変更届出書の写し二通及び次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める書類（官公署が証明する書類の場合には、届出の前日三月以内に作成されたものに限る。）一部を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない

イ 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十一号）第十三条第一項の監査報告書の写し

ロ 株式会社等の監査等に関する商法の特例に関する法律第一条の二第三項各号のいずれにも該当しない場合において、公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。この項において同じ。）又は監査法人の監査を受けているときは、当該監査における監査報告書の写し

ハ（略）

七（略）

2（略）

（登録の拒否の審査）

第五条の二 財務局長又は福岡財務支局長は、法第二条の登録の申請があつた場合において、法第六条第一項第七号に規定する抵当証券業を適確に遂行するに足りる財産的基礎及び人的構成を有しない法人であるかどうかの審査をするときは、当該申請をした者が次に掲げるいずれかの基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 財産的基礎が次に掲げる基準のいずれにも該当しないこと。

イ 第四条第一項第五号に規定する貸借対照表又はこれに代わる書面（以下この条において「貸借対照表等」という。）において、資産の合計額から負債の合計額を控除した額が資本金又は出資の額以上であること。

ロ（略）

二（略）

2 前項第一号ロに規定する「金融機関」とは、次に掲げるものをいう。

一（略）

二 農林中央金庫及び商工組合中央金庫

三 信用金庫及び信用金庫連合会、労働金庫及び労働金庫連合会並びに信用協同組合及び信用協同組合連合会

四 保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社又は同条第七項に規定する外国保険会社若しくは同法第二百十九条第一項の免許を受けた者の社員

（変更の届出）

第七条 抵当証券業者は、法第九条第一項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第七号により作成した変更届出書に、当該変更届出書の写し二通及び次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める書類（官公署が証明する書類の場合には、届出の前日三月以内に作成されたものに限る。）一部を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない

一・二 (略)

三 資本金又は出資の額を変更した場合 当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書  
四〇六 (略)

2・3 (略)

(廃業の届出)

第八条 法第十条第一項の規定による届出をしようとする者は、別紙様式第八号により作成した廃業届出書に、当該廃業届出書の写し二通及び抵当証券業者であつた者が締結した抵当証券の販売に係る契約に基づく取引を結了する方法を記載した書類並びに次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める書類一部を添付して、同条第二項に規定する登録をした財務局長又は福岡財務支局長に提出しなければならない。

一 抵当証券業者が合併により消滅した場合 当該消滅した法人の登記事項証明書及び合併契約の内容を記載した書面

二〇四 (略)

(契約締結前の書面の交付)

第十二条 (略)

2 法第十五条第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一〇十 (略)

十一 販売を行おうとする抵当証券に記載された債務者に係る次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 直近の決算日における資本金又は出資の額（債務者が個人である場合を除く。）

二 (略)

3 法第十五条第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 抵当証券業者の資本金又は出資の額、主要株主の商号、名称又は氏名並びに他に事業を行つているときは、その事業の種類

三〇八 (略)

(業務の一部委託の承認申請)

第二十一条 (略)

2 前項の委託承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、受託者が令第一条に定める者である場合には、この限りでない。

一・二 (略)

一・二 (略)

三 資本又は出資の額を変更した場合 当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書  
四〇六 (略)

2・3 (略)

(廃業の届出)

第八条 法第十条第一項の規定による届出をしようとする者は、別紙様式第八号により作成した廃業届出書に、当該廃業届出書の写し二通及び抵当証券業者であつた者が締結した抵当証券の販売に係る契約に基づく取引を結了する方法を記載した書類並びに次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める書類一部を添付して、同条第二項に規定する登録をした財務局長又は福岡財務支局長に提出しなければならない。

一 抵当証券業者が合併により消滅した場合 当該消滅した法人の登記事項証明書及び合併契約書の写し

二〇四 (略)

(契約締結前の書面の交付)

第十二条 (略)

2 法第十五条第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一〇十 (略)

十一 販売を行おうとする抵当証券に記載された債務者に係る次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 直近の決算日における資本又は出資の額（債務者が個人である場合を除く。）

二 (略)

3 法第十五条第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 抵当証券業者の資本又は出資の額、主要株主の商号、名称又は氏名並びに他に事業を行つているときは、その事業の種類

三〇八 (略)

(業務の一部委託の承認申請)

第二十一条 (略)

2 前項の委託承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、受託者が令第一条に定める者である場合には、この限りでない。

一・二 (略)

三 受託者の役員の名、住所及び履歴又は沿革を記載した書面

四〜六 (略)

七 受託者の最近三年の各年度における事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに代わる書類

(保管証の発行)

第二十二條 抵当証券保管機構は、抵当証券業者が販売を行つた抵当証券の保管をするときは、次に掲げる事項を記載し、当該抵当証券の販売を行つた抵当証券業者が作成した当該抵当証券に係る抵当証券法第十二條第一項各号に掲げる事項を記載した書面を添付した保管証を発行しなければならない。

二〜八 (略)

四 法第十八條第一項の規定により抵当証券を保管する旨及び法第三十條の規定により保管証を発行する旨

五〜八 (略)

2 (略)

別紙様式第1号 (第1条・第6条第1項関係)

(略)

(第2面)

※ 登録番号	財務(支)局長( )第 号( 年 月 日)		
従前の登録番号	財務(支)局長( )第 号( 年 月 日)		
貸金業者の登録番号	財務(支)局長( )第 号( 年 月 日) 知 事		
1. 登録の区分	新	規	更 新
(ふりがな)			
2. 商号又は名称			
(ふりがな)			
3. 代表者の氏名			
4. 申請者の住所	(郵便番号)	電話番号( ) -	
5. 資本金又は出資の額	百万円		
6. 役員			

三 受託者の役員の名、住所及び履歴を記載した書面

四〜六 (略)

七 受託者の最近三年の各年度における事業報告書、貸借対照表及び収支決算書

(保管証の発行)

第二十二條 抵当証券保管機構は、抵当証券業者が販売を行つた抵当証券の保管をするときは、次に掲げる事項を記載し、当該抵当証券の販売を行つた抵当証券業者が作成した当該抵当証券に係る抵当証券法第十二條第一項各号に掲げる事項を記載した書面を添付した保管証を発行しなければならない。

一〜三 (略)

四 法第十八條の規定により抵当証券を保管する旨及び法第三十條の規定により保管証を発行する旨

五〜八 (略)

2 (略)

別紙様式第1号 (第1条・第6条第1項関係)

(略)

(第2面)

※ 登録番号	財務(支)局長( )第 号( 年 月 日)		
従前の登録番号	財務(支)局長( )第 号( 年 月 日)		
貸金業者の登録番号	財務(支)局長( )第 号( 年 月 日) 知 事		
1. 登録の区分	新	規	更 新
(ふりがな)			
2. 商号又は名称			
(ふりがな)			
3. 代表者の氏名			
4. 申請者の住所	(郵便番号)	電話番号( ) -	
5. 資本又は出資の額	百万円		
6. 役員			

氏名	役職名	住所
(ふりがな)		

(記載上の注意)

- 「※ 登録番号」は、記載しないこと。
- 「従前の登録番号」は、更新の登録の申請をする場合に記載すること。
- 「貸金業者の登録番号」は、貸金業の規制等に関する法律第3条の登録を受けている場合に記載すること。
- 「登録の区分」は、該当するものに○印を付けること。
- 「商号又は名称」は、登記簿上の商号又は名称を記載すること。
- 「氏名」には、外国人の場合において、外国人登録証明書に記載された通称名があるときは、括弧書で併記することができる。
- 「申請者の住所」は、登記簿上の本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
- 「役員」とは、株式会社にあつては取締役、会計参与、監査役及び執行役、合名会社、合資会社又は合同会社にあつては業務を執行する社員、民法第34条に基づき設立された社団又は財団にあつては理事及び監事をいう。
- 役員について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第2面の次に添付すること。

(略)

(第8面)

## 12. 役員の兼職状況

役員の氏名又は名称	常務に従事している他の法人の商号又は名称及び事業の種類
(ふりがな)	

(略)

## 別紙様式第2号 (第4条第1項第3号関係)

(略)

(記載上の注意)

- 法第4条第1項第3号に規定する役員(法人であるものを除く。)及び使用人について記載すること。
- 「職歴及び兼職状況」は、最終学歴以後の職歴及び兼職状況を簡記すること。

氏名	役職名	住所
(ふりがな)		

(記載上の注意)

- 「※ 登録番号」は、記載しないこと。
- 「従前の登録番号」は、更新の登録の申請をする場合に記載すること。
- 「貸金業者の登録番号」は、貸金業の規制等に関する法律第3条の登録を受けている場合に記載すること。
- 「登録の区分」は、該当するものに○印を付けること。
- 「商号又は名称」は、登記簿上の商号又は名称を記載すること。
- 「氏名」には、外国人の場合において、外国人登録証明書に記載された通称名があるときは、括弧書で併記することができる。
- 「申請者の住所」は、登記簿上の本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
- 「役員」とは、株式会社にあつては取締役、執行役及び監査役、有限会社にあつては取締役及び監査役、合名会社又は合資会社にあつては業務を執行する社員、民法第34条に基づき設立された社団又は財団にあつては理事及び監事をいう。
- 役員について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第2面の次に添付すること。

(略)

(第8面)

## 12. 役員の兼職状況

役員の氏名	常務に従事している他の法人の商号又は名称及び事業の種類
(ふりがな)	

(略)

## 別紙様式第2号 (第4条第1項第3号関係)

(略)

(記載上の注意)

- 「役員等」とは、法第4条第1項第3号に規定する役員及び令第2条に規定する使用人をいう。
- 「職歴及び兼職状況」は、最終学歴以後の職歴及び兼職状況を簡記すること。

3. 「賞罰」は、法第6条第1項第6号ハ及びニに係るものはすべて記載し、行政処分については同号ホに係るもののみを記載すること。
4. 署名及び押印は、役員又は重要な使用人本人が行うこと。

3. 「賞罰」は、法第6条第1項第6号ハ及びニに係るものはすべて記載し、行政処分については同号ホに係るもののみを記載すること。
4. 署名及び押印は、役員又は重要な使用人本人が行うこと。

別紙様式第2号の2 (第4条第1項第3号関係)

(日本工業規格A4)

法 人 の 沿 革

(ふりがな) 商 号 又 は 名 称		
(ふりがな) 代表者の氏名		
住 所	(郵便番号 - ) 電話番号 ( ) -	
設立年月日 及 び 設立時の事業		
設立の経緯		
設 立 後	年 月	沿 革 の 内 容

(保証)

の  
沿  
革

賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容
上記のとおり相違ありません。		
年 月 日		代表者の氏名 <span style="float: right;">☑</span>

(記載上の注意)

1. 法第4条第1項第3号に規定する役員（法人であるものに限る。）について記載すること。
2. 「商号又は名称」は、登記簿上の商号又は名称を記載すること。
3. 「住所」は、登記すべき本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
4. 会計参与にあつては、設立時の事業の記載は不要。
5. 「賞罰」は、法第6条第1項第6号ニに係るものはすべて記載し、行政処分については同号ホに係るもののみを記載すること。

別紙様式第3号（第4条第1項第4号・第7条第1項第6号関係）

（日本工業規格A4）

株主又は社員の名簿

(A) 総株主等の議決権の数	個		抵当証券業者との関係
	(B) 保有する議決権の数	割合 (B/A)	
商号、氏名又は名称	個	%	
(略)	(略)	(略)	(略)

別紙様式第3号（第4条第1項第4号・第7条第6号関係）

（日本工業規格A4）

株主又は社員の名簿

(A) 総株主等の議決権の数	個		抵当証券業者との関係
	(B) 保有する議決権の数	割合 (B/A)	
氏名又は名称	個	%	
(略)	(略)	(略)	(略)

計	個	%	
---	---	---	--

(略)

別紙様式第4号 (第4条第1項第7号・第7条第1項第5号関係)

(略)

別紙様式第5号 (第4条第1項第7号関係)

(略)

別紙様式第10号 (第17条第1項関係)

(略)

(第2面)

4. 役員及び使用人の状況

(1) 役員及び使用人の数

役員			使用人	合計
常勤	非常勤	小計		
名	名	名	名	名

(記載上の注意)

「役員」は、全役員（法人であるものを除く。）の数、「使用人」は、他業を営む者の場合は抵当証券業に従事する使用人の数を、抵当証券業のみを営む者の場合は全使用人の数を記載すること。

(2) 役員状況

役職名	氏名又は名称	常務に従事している他の法人の商号又は名称及び事業の種類

(記載上の注意)

当年度中に退任した役員についても末尾に記載し、その旨を注記すること。

(略)

(第7面)

(略)

10. 純資産比率の推移

(単位：百万円)

	当年度末	前年度末
--	------	------

計	個	%	
---	---	---	--

(略)

別紙様式第4号 (第4条第1項第6号・第7条第5号関係)

(略)

別紙様式第5号 (第4条第1項第6号関係)

(略)

別紙様式第10号 (第17条第1項関係)

(略)

(第2面)

4. 役員及び使用人の状況

(1) 役員及び使用人の数

役員			使用人	合計
常勤	非常勤	小計		
名	名	名	名	名

(記載上の注意)

「役員」は、全役員の数、「使用人」は、他業を営む者の場合は抵当証券業に従事する使用人の数を、抵当証券業のみを営む者の場合は全使用人の数を記載すること。

(2) 役員状況

役職名	氏名	常務に従事している他の法人の商号又は名称及び事業の種類

(記載上の注意)

当年度中に退任した役員についても末尾に記載し、その旨を注記すること。

(略)

(第7面)

(略)

10. 純資産比率の推移

(単位：百万円)

	当年度末	前年度末
--	------	------

純資産の合計額		
資本金又は出資の額		
純資産比率	%	%

(記載上の注意)

1. 「純資産の合計額」は、資産の合計額から負債の合計額を控除した額を記載すること。
2. 「純資産比率」は、純資産の合計額を資本金又は出資の額で除した額を記載すること。
3. 第5条の2第1号口に規定する金融機関の保証がある場合には、その旨及び当該金融機関名を欄外に記載すること。
4. 資本金又は出資の額に増減があった場合には、その概要を欄外に記載すること。

11. その他

- (1) 会計監査人設置会社である場合は会計監査報告書（会社法第396条第1項後段の会計監査報告の内容を記載した書面をいう。）の写しを、会計監査人設置会社でない場合であつて公認会計士（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人の監査を受けているときは監査報告書の写しをそれぞれ添付すること。なお、監査を受けていない場合は、その旨及び理由を記載した書面を添付すること。
- (2) 会計方針の変更の有無、変更した場合には、その理由を記載すること。
- (3) その他必要な事項は、その項目を掲げて記載すること。

(第8面)

II 経理の状況

1. 貸借対照表

年 月 日現在

資産の部			負債の部		
科 目	当期	前期	科 目	当期	前期
流動資産	千円	千円	流動負債	千円	千円
現金・預金			短期借入金		
抵当証券発行 特約付貸付金			売渡抵当証券		
その他貸付金			前受収益		

資本の合計額		
資本金又は出資の額		
純資産比率	%	%

(記載上の注意)

1. 「資本の合計額」は、資産の合計額から負債の合計額を控除した額を記載すること。
2. 「純資産比率」は、資本の合計を資本金又は出資の額で除した額を記載すること。
3. 第5条の2第1号口に規定する金融機関の保証がある場合には、その旨及び当該金融機関名を欄外に記載すること。
4. 資本金又は出資の額に増減があった場合には、その概要を欄外に記載すること。

11. その他

- (1) 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和49年法律第22号）第2条各号の一に該当する株式会社である場合、又は同条各号に該当しない株式会社であつて監査を受けている場合には、同法第13条第1項の監査報告書の写しを添付すること。なお、監査を受けていない場合は、その旨及び理由を記載した書面を添付すること。
- (2) 会計方針の変更の有無、変更した場合には、その理由を記載すること。
- (3) その他必要な事項は、その項目を掲げて記載すること。

(第8面)

II 経理の状況

1. 貸借対照表

年 月 日現在

資産の部			負債の部		
科 目	当期	前期	科 目	当期	前期
流動資産	千円	千円	流動負債	千円	千円
現金・預金			短期借入金		
抵当証券発行 特約付貸付金			売渡抵当証券		
その他貸付金			前受収益		

買入抵当証券		未払金	
前払費用		未払費用	
未収入金		未払事業税	
未収収益		未払法人税等	
その他		その他	
貸倒引当金			
固定資産		固定負債	
有形固定資産		長期借入金	
建物		その他	
器具・備品		負債合計	
土地		純資産の部	
その他		株主資本	
無形固定資産		資本金	
投資その他資産		新株式申込証拠金	
投資有価証券		資本剰余金	
その他		資本準備金	
		その他資本剰余金	
		利益剰余金	
		利益準備金	
		その他利益準備金	
		自己株式申込証拠金	
		自己株式	
		評価・換算差額等	
		その他有価証券評価差額金	
		繰延ヘッジ損益	
		土地再評価差額金	
		新株予約権	
繰延資産		純資産合計	
資産合計		負債・資本合計	

(記載上の注意)

1. 「売渡抵当証券」とは、買戻し条件付で販売した抵当証券をいう。
2. 在庫抵当証券の期末残高を注記又は貸借対照表に独立科目を設けて表示すること。
3. 特に記載を要する事項については、科目に追加記載しても差し支えない。

買入抵当証券		未払金	
前払費用		未払費用	
未収入金		未払事業税	
未収収益		未払法人税等	
その他		その他	
貸倒引当金			
固定資産		固定負債	
有形固定資産		長期借入金	
建物		その他	
器具・備品		負債合計	
土地		資本の部	
その他		資本金	
無形固定資産		資本剰余金	
投資等		資本準備金	
投資有価証券		その他資本剰余金	
その他		利益剰余金	
		利益準備金	
		任意積立金	
		当期未処分利益 (又は当期未処理損失)	
		(うち当期純利益 (又は当期純損失))	
		土地再評価差額金	
		株式等評価差額金	
		自己株式	
繰延資産		資本合計	
資産合計		負債・資本合計	

(記載上の注意)

1. 「売渡抵当証券」とは、買戻し条件付で販売した抵当証券をいう。
2. 在庫抵当証券の期末残高を注記又は貸借対照表に独立科目を設けて表示すること。
3. 特に記載を要する事項については、科目に追加記載しても差し支えない。

